

【改訂7版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

日付: 2022年 3月28日

作成: 一般社団法人食品表示検定協会

●2022年3月28日にお知らせするテキストの訂正は以下の通りです。お詫びして訂正させていただきます。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2022年 3月28日	1刷	P147	4-2	切り干し大根の表示 例 最下段	製造者:〇〇商事 株式会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇	販売者:〇〇商事 株式会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇
		P172	4-8	下から9行目	カップ入り以外のものは、内容重量(グラム又はキログラム)、個数等を、単位を明記して表示します。	カップ入り以外のものは、 体積 、内容重量(グラム又はキログラム)、個数等を、単位を明記して表示します。
		P175	4-10	アジの開きの表示 例 枠外下部	賞味期限:〇〇.〇〇.〇〇	消費期限:〇〇.〇〇.〇〇

●2022年3月28日にお知らせする法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2022年6月の試験は、2021年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 3月28日	全刷	P63	2-5	上から9行目～	現在、制定されている有機食品のJASには「有機農産物」「有機畜産物」及び「有機加工食品(有機農産物又は有機畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食品)」があり、それぞれ生産方法の基準を定めています。	2021年12月7日付で新たに「有機藻類」の規格が制定されました。これは、植物プランクトンを含む藻類について有機と表示を行うための規格で、水環境の維持増進を図るため、養殖場においては、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産すること等と定められています。 有機藻類のJASに適合した商品には有機JASマークを付すことができます。 なお、藻類については有機の考え方で生産されたことを民間の認証基準等に基づいて表示することも可能です。
		P64	2-5	上から1行目～	しかし、有機食品であることを表示して販売する場合は、有機JASにのっとった表示をした上で、有機JASマークを付す必要があります。	
		P64	2-5	上から7行目～	一方、水産物とその加工品については有機JASがありませんので、有機JASマークを使用することはできませんが、有機の考え方で生産されたことを民間の認証基準等に基づいて表示することは可能です。	

(以上)